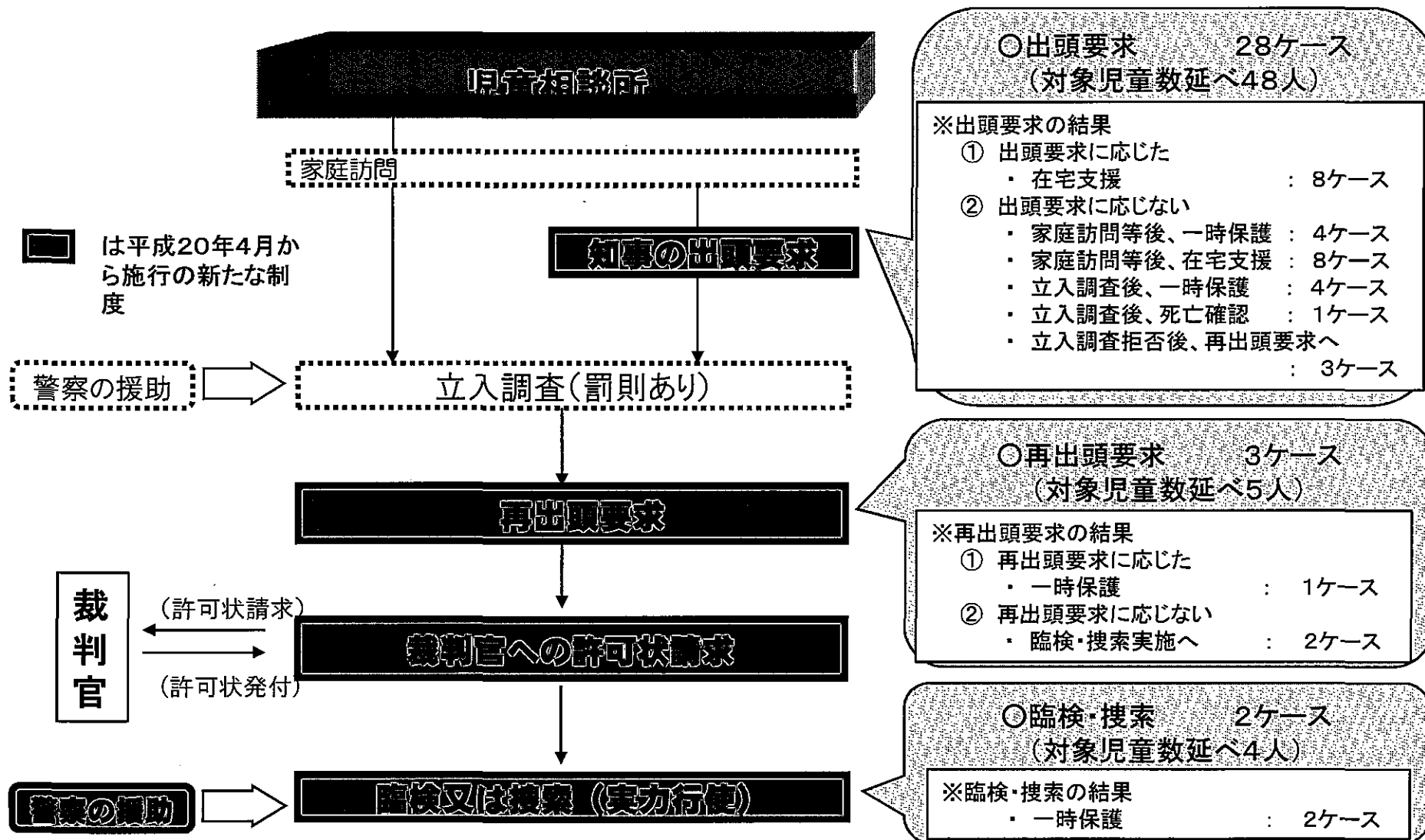


平成20年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成20年度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注：新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)～平成21年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成20年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・不登校及び養育放棄の疑い。
- ・児童相談所の家庭訪問を含む各関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・家族全員で児童相談所で面接。
- ・児童は登校。関係機関による見守りを実施。

【事例2】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求。その後、家庭訪問には応じ、関係機関が支援を行う。
- ・その後、関わりの拒絶があり、再度、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、同意による措置入所。

【事例3】

背景

- ・養育放棄の虐待通告。
- ・ガスも止まり、部屋もゴミだらけの状況。
- ・家庭訪問に応じないため出頭要求をするが接触できない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じなかったため、立入調査を実施。
- ・職権による一時保護。その後、強制措置により施設入所。

【事例4】

背景

- ・養育放棄の疑い。
- ・児童相談所を含めた関係機関からの接触に応じない状況。出頭要求するも反応がなく、また、所在がつかめない状況。

出頭要求後の状況

- ・家族の住居の管理会社に依頼し、児童相談所職員が立入調査を実施。不在の状況を確認。
- ・その後、所在が確認され、一時保護。その後、同意による施設入所。

【事例5】

背景

- ・妊娠届未提出、破水により救急搬送で病院出産。出生届未提出。
- ・退院後、保健所、病院、児童相談所が支援のため電話連絡や家庭訪問を行うが、現住所におらず、家族の所在が把握ができない。

出頭要求後の状況

- ・連絡がないまま、立入調査を実施。
- ・警察の立会いのもと、マンション管理会社等の協力を得て、乳児のミイラ化した遺体を発見。

再出頭要求

【事例1】

背景

- ・きょうだい3人に対する母親の虐待が疑われたケース。
- ・就学児童については学校にて面接をし、一時保護を実施したが、未就学児童については、自宅から連れ出すことを父母が拒否したため、同日中に出頭要求した。
しかし、これに父母が応じなかったため、立入調査を実施したが拒否されたことから再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求日に子どもを同伴で来所。
- ・同日に子どもを一時保護。その後、強制措置により施設入所。

臨検・搜索

【事例1】

背景

- ・転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置により施設入所。

【事例2】

背景

- ・子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

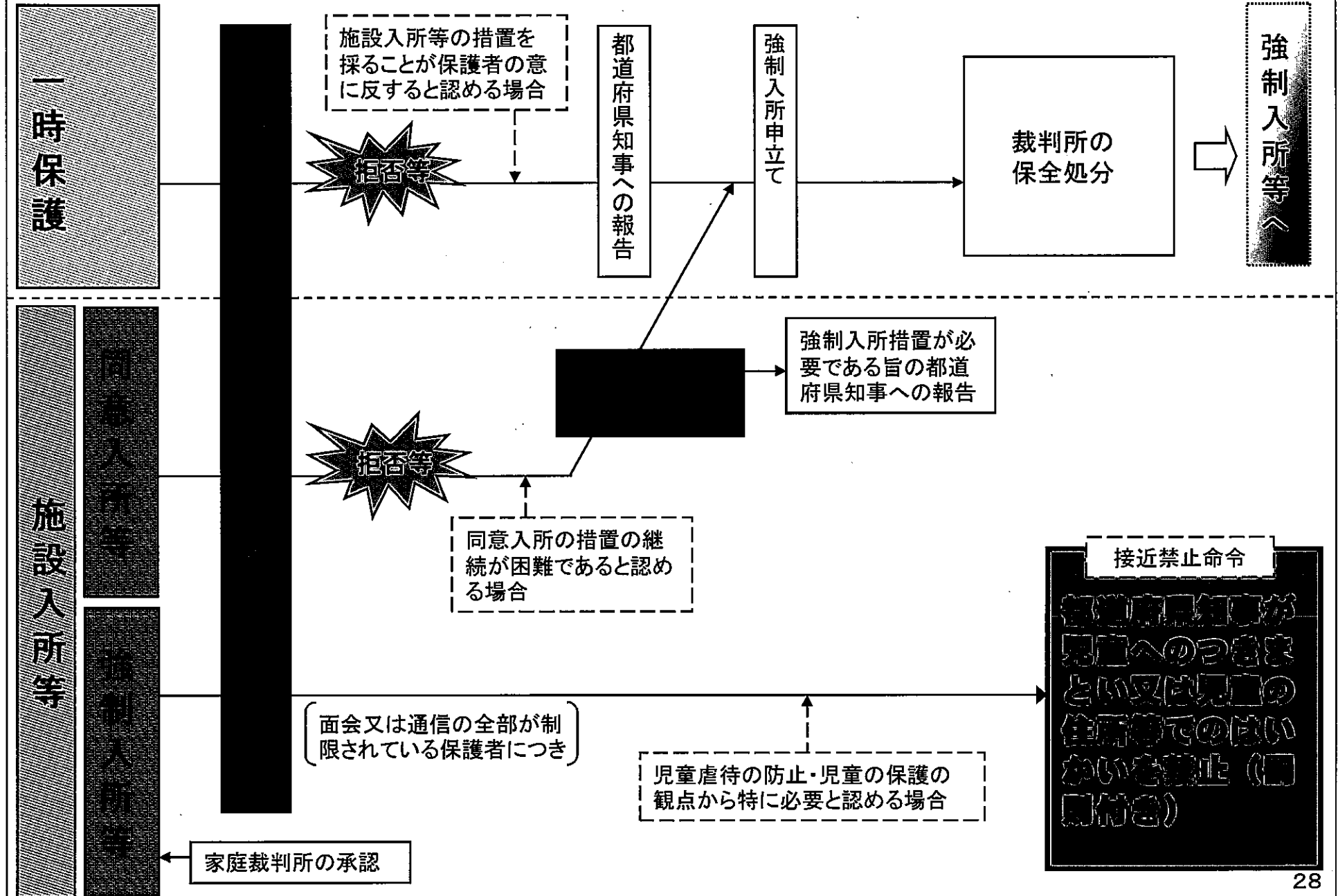
臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・職権による一時保護後、強制措置により施設入所。

面会・通信制限の強化について

	改正前	改正後
一時保護 ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
同意入所等 ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
強制入所等 ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 ＋ 接近禁止命令 (罰則あり)

つきまとい・はいかいの禁止



児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

平成20年11月26日成立

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)